

平成12年4月1日

立正大学同窓会各種委員会運営細則

立正大学同窓会会則第18条により、立正大学同窓会各種委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会の運営に関して、下記の通り定める。

（組 織）

第1条 委員会は、下記の通りとする。

- (1) 総務委員会、広報委員会、財務委員会を置く。
- (2) 理事会の承認を経て、特別委員会・専門委員会・プロジェクトチームを設置することができる。
- (3) 前項の設置については、別に定める取扱要領による。

（選 出）

第2条 委員の選出については下記の通りとする。

- (1) 委員は理事が就任し、理事会の承認を得る。
- (2) 委員会の委員構成は、正副会長会に諮り会長が委嘱する。
- (3) 委員長・副委員長は、委員により互選し、理事会に報告する。

（任 期）

第3条 委員の任期は、1期3年、2期までとする。

（職 務）

第4条 委員会の職務分掌は下記の通りとする。

- (1) 総務委員会
 - ア 全国大会、代議員会、理事会、支部長会運営に関する事項。
 - イ 事業計画の企画立案、および実施等に関する事項。
 - ウ 支部同窓会および学部同窓会に関する事項。
 - エ 会員研修等、福利厚生に関する事項。
 - オ 理事会の付託に関する事項。
 - カ 会則、規則等起案に関する事項。
 - キ 会員情報ならびに会員システムの保護、収集、管理・運用等に関する事項。
 - ク その他、他の委員会に帰属しない事項。
- (2) 広報委員会
 - ア 広報、宣伝に関する事項。
 - イ 支部同窓会および学部同窓会の広報に関する事項。
 - ウ 代議員会、全国大会、その他同窓会全体の会議、イベント等における司会進行に関する事項。
- (3) 財務委員会
 - ア 予算、決算に関する事項。
 - イ 財務関係諸表簿の管理等に関する事項。
 - ウ 資金運用、財産管理に関する事項。

（審 議）

第5条 委員会は所管事項を審議し、委員長はこれを理事会に上程する。

(統 轄)

第6条 委員長は委員会の座長となり、委員会会務を統轄する。また、副委員長は委員長を補佐し、委員長にその任務を代理するものとする。

(改 廃)

第7条 この細則の改廃については、総務委員会で審議し理事会において出席者の過半数上以上の決議により決定する。

附 則 1 (削除)

2 この細則は平成12年4月1日から施行する。

3 平成18年12月9日改正・施行

4 平成21年4月25日改正、平成21年4月25日施行

5 平成25年7月20日改正、平成25年7月20日施行

6 平成29年4月22日改正、平成29年4月22日施行

7 平成30年2月24日改正、平成30年2月24日施行

8 平成31年2月23日改正、平成31年2月23日施行

9 令和2年8月29日改正、令和2年8月29日施行